

12世紀末のフォンテーヌ・レ・ブランシュ 修道院の歴史叙述

——共同体の過去の再構成と財産の保護——

La reconstruction du passé communautaire et la conservation
des possessions dans l'historiographie de l'abbaye cistercienne
de Fontaines-les-Blanches à la fin du XIIe siècle

北 館 佳 史

要 旨

フォンテーヌ・レ・ブランシュ修道院は隠修士の共同体に起源を持ち、サヴィニー会、シトー会と帰属の変更を経験した。本稿は1200年頃に院長ベレグランが書いた修道院の歴史を分析対象として、そこでどのように共同体の制度化を正当化しているのか、また、どのように院長の統治を評価し、修道院の財産を保護しようとしているのかを検討する。この史料の叙述編の検討から、隠修士の時代の理想化はあまり見られず、遺産として東方からの聖遺物が重視される一方、制度化が正当な手続きでなされたことを強調する点が指摘できる。次に院長の事績の検討から、財産を増やす能力や地域の人間関係を維持する能力が重視され、院長ロベールの選挙の正当性が暗に主張される点が注目される。最後に文書編の検討から、教皇文書によって修道院の制度的な帰属や地位が表現され、歴史的・象徴的に特別に重要とみなされた証書が選択的に採り上げられている点が指摘できる。このようにベレグランの歴史叙述からは共同体のアイデンティティと財産の分かちがたい結びつきが見て取れる。

キーワード

歴史叙述、隠修士、シトー会、サヴィニー会、エルサレム総大司教

はじめに

フランス中西部トゥレーヌのフォンテーヌ・レ・ブランシュ修道院は1115年以前に定着した隠修士の共同体に起源を持ち、1134年にサヴィニー会への加入によりベネディクト派の修道制に移行し、1147年にはサヴィニー会以外の修道院とともにシトー会に加入した。11世紀に隆盛した隠修士の活動は12世紀には共住修道制の枠組、とりわけ最大の新興修道会であるシトー会の中に吸収されたが、フォンテーヌはこうした編入された共同体の1つである。隠修制が制度化・律修化されるときに慣習やアイデンティティの調整が求められるが、その努力や葛藤の痕跡が叙述史料に残ることがある。例えば、グレロワは『オバジーヌの聖エティエンヌ伝』に修道会に対するオバジーヌの共同体の抵抗や共同体の内部対立を読み取った¹⁾。筆者もレ・シャトリエ修道院の『サルの聖ジェロー伝』とシルヴァネス修道院の創立史について、創建者の記憶がどのように再構成され、それがどのような意味を持つのかを論じたことがある²⁾。

本稿が分析の対象とする『ノートルダム・ド・フォンテーヌ・レ・ブランシュ修道院の歴史』(以下『歴史』と呼ぶ)は同修道院の創建事情と歴代院長の事績を内容とする³⁾。1200年頃に7代院長ベレグランが執筆した『歴史』は、隠修士の貧しい共同体がいかに豊かな財産を持つシトー会修道院に成長したのか、また、歴代院長の統治がいかに継承されてきたのかを簡潔に叙述する。このベレグランの歴史編纂の事業は、共同体の歴史に一貫性を与えることでアンデンティティを安定化させ、現在の共同体を正統化する試みとして、また、修道院の財産を確認し、保護を強化する試みとして捉えることができるであろう。

『歴史』はこれまで多くの研究者に注目され、隠修制や修道制に関する研究でしばしば言及されてきたが⁴⁾、フォンテーヌ修道院を対象とした個別

論文は必ずしも多くない。19世紀の史料校訂や歴史事典の記事を別にすると、現在の研究の基礎となっているのは1970年代のウリの研究である。トゥール司教区の隠修制の論文においてウリはフォンテーヌの隠修士の実態を検討し⁵⁾、また、エルサレム総大司教になった隠修士ギヨーム・ド・メッシヌについて論じた⁶⁾。これを踏まえて、1994年にドゥヴァイイが隠修制から修道制への移行について『歴史』を基に改めて論じた⁷⁾。その後は文献史料を扱った個別論文は出ておらず、近年はデシャンが考古学的な観点から修道院を研究している⁸⁾。

これまでの『歴史』の研究の目的は主に隠修士の共同体の性格や修道制への移行の過程を明らかにすることに置かれていた。そのため、関心は初期に集中し、修道制の時代の叙述は検討されておらず、叙述と並置された文書史料にも関心があまり払われていなかった。また、近年の修道院の歴史叙述研究の展開を踏まえた分析はなされておらず、1200年頃のシトー会修道院の院長が共同体のアイデンティティの構築のためにどのように過去を再構成しているのかという問題は十分に考察されていない。したがって、本稿では編入された共同体の歴史叙述という観点から『歴史』を分析し、著者がどのように共同体の過去を再構成し、過去と現在を統合しようとしているのか、また、そこに修道院財産の保護という主題がどのように結びついているのかを明らかにしたい。そのために、第1章では史料の性格について論じ、第2章では共同体の制度化の過程がどのように描かれているのかを検討し、第3章では各院長の事績や修道院の財産がどのように捉えられているのかを探る。

1 史料について

ベレグランが記した『歴史』を含むオリジナルの手稿は散逸しており、コピーにより史料は伝来している。収集家として著名なヴィルロ

ワン修道院長ミシェル・ド・マロル（1600-81）による写しに基づいて、1671年にリュック・ダシェリの最初の刊本が出版された⁹⁾。さらに、アンドレ・サルモンが18世紀のコピーも参照して改訂し、1854年にトゥレーヌの年代記集に収録して刊行したが、これが現在参照される標準的なテキストである¹⁰⁾。一方、ペレグランが作成を命じたカルチュレールの手稿も散逸し、断片のみが伝わる¹¹⁾。国立図書館のウソー・コレクションにはフォンテーヌの証書やカルチュレールからの多くの抜粋の写しが含まれており、その一部は刊行されている¹²⁾。

『歴史』の著者のペレグランは、1170年に3代院長ティボーが治めるフォンテーヌ修道院に修練士として入った。6代院長のロベールに信頼され、副院長として重要な仕事を任された。ロベールの死後、1188年6月29日に7代院長に選出され、1211年に死去するまで院長を務めた。『歴史』を執筆したのは1200年、つまり、修道院に入って30年目、院長になって12年目のことであると明記されている¹³⁾。

『歴史』によれば、著者は先輩の兄弟から修道院の起源や前任者たちに関する証言を集めた。その1人のロベール・ド・フソーは少年の頃に入り、1150年に修道誓願を行い、最初の世代の7人と15年間生活を共にした。もう1人のギヨームは1158年から修道士、1170年から看護係であり、最初の世代の5人を個人的に知っていた¹⁴⁾。他にも2代院長ジルベールの下で生活した3人の兄弟から何日も話を聞いたとされる¹⁵⁾。ユグ・ド・ブランドーはラ・ボワシエール修道院の院長、アレクサンドルはフォンテーヌ修道院の5代院長であり、オズモンは非常に高齢であった。最初の世代の最後の人である小ランベールはペレグランが修道院に入る前年の1169年に死去しており¹⁶⁾、著者は院長就任前から共同体の過去に関心を持ち、第2世代への聞き取りを重ねていた。このように『歴史』の叙述は共同体の記憶と伝承に支えられており、著者は情報源を明示して叙述の信頼性を高める

よう努めている。

中世の手稿がフォンテーヌの1点しかないことは、『歴史』が修道院内部で用いられたことを示している。想定読者がフォンテーヌの兄弟たちであることは、序文で著者がこの修道院で生活するすべての者に呼びかけている点から明らかである¹⁷⁾。本文中にも「親愛なる兄弟たち」や「私たちの後継者」といった表現が頻繁に現れる。また、将来世代に対して上長と財産の歴史を書き継ぐように命じ、読者の気晴らしだけでなく修道院財産の確認と防衛・保護にも有益であると述べている¹⁸⁾。外部に対して権利を主張する根拠として実際に用いる場面も想像されるが、まず、兄弟たちの間で共同体の起源と権利の記憶を強固にし、定着させるためのテキストであったと考えられる。一方で母修道院のサヴィニーの歴史叙述において『歴史』は参照されており、フォンテーヌと関係の深い修道院においても読まれていたと考えられる。

ペレグランの任期は修道院が政治的に有力で、経済的に繁栄した時期である¹⁹⁾。院長は地域社会の重要人物と緊密な関係を築き、トゥール大司教、シャルトル司教、プロワ伯、ヴァンドーム伯らに助言を与え、様々な問題で調停者として振る舞った。彼の任期に多くの領主が修道院への埋葬を望んで寄進をした。例えば、1202年にヴァンドーム伯の娘でジャン・ド・モントワールの妻アニエスが修道院の墓地に埋葬された。また、同年にアンボワーズ領主ユグの妻マティルド・ド・ヴァンドームがサン・ミシェル礼拝堂に、1210年頃にアングレーム伯妃エリザベートが同じ礼拝堂に葬られた。さらに1206年にトゥール大司教バルテルミーが聖堂に埋葬された²⁰⁾。急速な所領の拡大の後に、彼の院長の任期には増加する係争において財産を守り、所領を統合・管理する必要性が高まっていた。このような背景の下でペレグランの歴史編纂事案が開始された。彼がカルチュレールの作成を命じたのは、所領管理のためにこれまでに獲得した権利を把握し、保護

するためであるが、同時に共同体の記憶とアイデンティティを堅固にする目的もあったであろう。『歴史』とカルチュレールは同様の目的から同じ時期に編纂が企図されたと考えられるのである。

『歴史』は2巻15章で緊密に構成されている。序文で兄弟たちへの呼びかけと共同体を増大させ、平和と祈りの生活を保護する神のはたらきについて述べられる。サルモンの校訂版では、1巻は「フォンテーヌ修道院の創建とその上長たちの継承について」と題され、13章から成る。共同体の起源、サヴィニー会への加入と修道院の創建、シトー会への加入と修道院の発展が代々の院長の事績を通じて記される。1巻は創立史 (exordia) と院長事績録 (gesta) の2つの性格を持っている。

一方、2巻は「フォンテーヌ修道院の自由と財産について」と題される。序文に始まり、1章に教皇特権文書5通、2章に世俗領主の証書10通の文書の写しが収められている²¹⁾。すなわち、1巻が叙述史料であるのに対して2巻は文書史料であり、異なる史料類型が並存している。『歴史』の2巻は重要な文書の写しの集成としてミニ・カルチュレールの性格を持っており、これと歴史叙述の組み合わせは年代記カルチュレールを想起させる。例えば、ノルマンディーのシトー会モルトメール修道院のカルチュレールでは共同体の起源の歴史が証書群の前に配置され、序文の役割を果たしている²²⁾。いずれにせよ、叙述編と文書編の並存にこの史料の特徴がある。

『歴史』の時間的な枠組みを検討すると、大きく2つの時期に分けられる。第1が隠修制の時代であり、1115年以前に始まり、1134年まで続く。隠修士ジョフロワの周囲に最初の共同体が形成され、修道院の近くに定着する過程が描かれる。次に、聖職者のギヨームが聖地に旅立ち、エルサレム総大司教になり、聖遺物が東方からもたらされる。共同体の内部で生活様式をめぐる対立が起り、一部がノルマンディーのサヴィニー修道院に接近し、1134年に修道院を創建する一方、残りの隠修士の集団のその後が

記される。この時代の叙述は「これが隠修士たちの最後である (Et hic finis eremitarum)」という印象的な一文で終わる。第2が修道制の時代であり、1134年から執筆時の1200年まで続く。最初の10年ほど共同体は貧窮に苦しむが、1147年にシトー会に加入し、3代院長ティボーの下で急速に発展する。院長の辞任が続く混乱の後に就任した6代院長ロベールが所領を拡大し、典礼を改革した業績が称えられる。この後を継いだ筆者自身の任期については謙遜から多くは語られない。

空間的に見た場合、共同体の歴史に遠方の聖地の逸話が加えられることで広域的視点が導入される特徴を持つ。聖職者ギヨームがエルサレムに巡礼に出かけ、奇跡により総大司教になった経緯が4章に、大ランベールらが巡礼のために聖地に出発し、ギヨームと再会し、聖遺物を持って帰国する話が5章に書かれる。しかし、このキリスト教世界の広がりを感じさせる話を別にすると、『歴史』はトゥレーヌのローカルな性格の史料である。

『歴史』に登場する様々な主体に注目すると、まず、トゥール大司教が管区司教として登場する。聖職者ギヨームが巡礼に出かける際に許可を与えたほか、修道院創建の際に院長と修道士を聖別する役割を果たしている。大司教イルデバール・ド・ラヴァルダンが教会改革の中心的人物であるが、『歴史』に改革理念の宣伝の要素は含まれていない。次に、世俗の諸侯や領主では、院長とプロワ伯家との関係に触れているほか、その家臣でフォンテーヌの所有者であったシャートルノーの領主が姿を現している。一方、叙述編にその他の保護者や支援者についての言及はなく、領主層に向けたメッセージを見出すことは難しい。最後に、修道組織に関しては、母修道院に当たるサヴィニーと系列の長に当たるクレルヴォーが頻繁に言及され、修道会の中のフォンテーヌの位置が描かれる。シトー会以外では、有力なベネディクト派のボンヌヴァルとマルムティエが生活様式の1つのモデルとして示される。また、共同体の分裂後に隠修士が定着したラ・ラ

ンドの隠修所，エグヴィーヴの隠修所について記される。文書編ではヴァンドームやアンボワーズのより多様な主体が登場するが，叙述編は修道院と関係する者のうちの最小限が選択的に描かれている。

このように『歴史』は共同体の制度と権利の正当化を目的として入念に作成されたテキストであり，そこに記述される事柄はその目的との関連から理解される必要がある。

2 共同体の制度化

起源の記憶はしばしば現在の共同体のために活用されるが，時に矛盾や葛藤を孕んでいる。特に編入された共同体の場合，こうした葛藤を調停しつつ連続性を保証することが求められる。ここでは隠修士の時代がどのように描かれ，共住修道制への移行がどのように語られているのかを検討することで，ベレグランがフォンテーヌの過去と現在をどのように統合しているのかを考察する。

2-1 隠修士の時代

『オバジューヌの聖エティエンヌ伝』のような聖人伝史料に比べて『歴史』では隠修士の霊性や生活についての言及はかなり限られている。『歴史』は創建者の聖性や徳を称えることを目的としたテキストではなく，初期の共同体もあまり理想化されて描かれていない。しかし，示唆的な記述に基づいて初期の共同体の性格について推測し，著者が何を強調して描こうとしているのかを理解することはできるだろう。

まず，『歴史』ではフォンテーヌの土地は危険で不毛な土地として描かれる。この場所はロワール川の北，アンボワーズの北約10km，シャートルノーの南東約13kmに位置する。『歴史』によると，最初に定着した場所は森林に覆われ，山賊が出没するため非常に危険な場所であった²³⁾。ランベルジュ

という名の小川の谷間にあり、石だらけの不毛な土地とされる。ポン・リユヌの近くに居住の場所を建てたが、この場所は定住するのにふさわしくないと考えられ、現在の場所に移動し、非常に美しい木造のマリー・マドレーヌ礼拝堂を建てたという²⁴⁾。このように近寄りがたい不毛な土地であることが強調されるが、これは『小創立史』や『シトー創立史』の初期シトーや『聖ベルナルの第1伝記』の初期クレルヴォーの描写に通じている。ただしここでは聖書に由来する「荒れ野」の伝統的な修辭は使われておらず、靈的な含意が希薄である。

『歴史』2巻に収録された1127年のトゥール大司教の証書によると、この隠修所があった土地は俗にアロディア（自有地）と呼ばれていた。シャートルノーの領主ルノーら3人のこの地域の領主を筆頭に平地や採草地や森を贈与した。同時にルノーは盗賊に対する裁判権や流血裁判権を譲渡したが、狩猟権は留保した。隠修士が雄鹿やイノシシを捕らえたならば、領主のものになると定められた。さらにプレマールの森で必要な木材を取得し、豚にどんぐりを食べさせる権利を隠修士に認めた²⁵⁾。このように人里離れた場所ではあるが、周囲の森は様々な主体により利用・開発され、権利関係も錯綜していた。

著者は最初の世代の隠修士たちの名前を列挙している。最初の隠修士はジョフロワであり、次に加わったのがジョフロワ・ビュロンであるが、2人ともモンルイの出身であり、旧知の間柄であった。その後、さらに隠修士の集団が加わるが、聖職者のギヨーム・ド・メッシーヌ、フランドルの騎士の大ランベールと小ランベール、ジラル・ド・ロクムニア、エルヴェ・ド・ギャラルドン、俗人のダヴィド、司祭のアスランの7人の名前が挙げられ、この他にも隠修士がいたとされる²⁶⁾。正確な人数は不明であるが、それほど大きな集団ではないであろう。このうち俗人のダヴィドは農業に通じていたとされるが、ウリが指摘したように²⁷⁾、他はおそらく農作

業の経験の乏しい騎士や聖職者であったと考えられる。

最初の隠修士のジョフロワは「隠修士たちの師 (magister eremitarum)」や「私たちの父」と呼ばれ、「ジョフロワの仲間たち」を指導する存在であった。2人目のジョフロワ・ビュロンもドミヌスと呼ばれていることからリーダー格であり、最初のジョフロワに次ぐ存在であったと考えられる。ジョフロワの師としての資質やカリスマ性を伝えるような記述はないが、多くの隠修士の集団と同様に、師の教えがそのまま生活の規則になっていたであろう。また、兄弟が聖地巡礼に出かけるように定住義務のある修道院とは異なり、メンバーの出入りは比較的自由であり、流動的な集団であった。

しかし、この集団は教会ヒエラルキーの外部にいたのではなく、トゥール大司教の監督下に置かれていた。実際、聖職者ギヨームが聖地巡礼に出かける際に大司教からも許可を得ている。また、一般に隠修士の集団の存立には近隣の住民の施しや支援が不可欠であり、日常的な交流は初期から存在していたと考えられる。多くの隠修士たちと同様にフォンテーヌの兄弟たちはマグダラのマリアを崇敬していた。この木造の礼拝堂は巡礼地になり、毎年7月22日の祝日には近隣から多くの人々が集まり、民衆の間に大きな喜びが生まれたという²⁸⁾。フォンテーヌは聖なる場所として近隣の小教区民たちの霊的な需要に応える役割を果たしており、孤絶していたわけではなく、人々を惹きつける場所であった。隠修士が住民に司牧を行っていた記述はないが、後に律修参事会を志向する一派が出たように、俗人への司牧に関心を持ったメンバーは含まれていた。

『歴史』では初期の共同体の貧しさが強調される。初代院長ウードの時代に修道院と4頭の牛が働けるだけの石だらけの土地しかなく、院長は「貧困をひどく恐れた (expavit paupertatem)」とされる。2代院長ジルベールも死の間際に「貧困を見出し (paupertatem reperiens)」た。シトー会加入後の3代院長ティボーも、サン・ドニの富、クレルヴォー教会の豊かさ、サヴィ

ニー修道院の出費を思い起こし、「貧困を恐れた (paupertatem extimuit)」²⁹⁾。ここでは物質的な貧しさは否定的に捉えられ、共同体の富は善なるものとして対比される。他の隠修士の史料に見られるような個人の清貧や禁欲の徳の称揚は見られず、共住修道制の共同体の富の観念から克服すべきものとして貧しさが言及されている。

隠修士時代の叙述のかなりの部分を聖地巡礼と聖遺物に関する4章と5章が占めるが、著者にとっては最初の隠修士たちの生活よりもむしろ記憶に値する重要なことであるようである。第4章では、聖職者のギヨームが聖地に出発し、そこでエルサレム総大司教(1130-45)になる経緯が述べられる。ウリによれば、この巡礼は1120年頃のアンジュー伯フルクの武装巡礼と関連し、当初は帰国する予定であった³⁰⁾。しかし、エルサレムの聖墳墓の律修参事会に加わり、1120年代にその副院長を務めた。聖土曜日に火が灯る奇跡が毎年起こったが、聖堂内で聖務中にギヨームの蠟燭が点灯したために、空位であった総大司教に全会一致で選出されたという。

第5章では、ギヨームの総大司教就任の報が届いた後に、大ランベールが聖地に出かけ、ギヨームと再会してしばらく滞在した後に、フォンテーヌに聖遺物を持ち帰る経緯が語られる。この時の贈り物は聖堂に安置され、崇敬の対象になった。総大司教の贈り物で最も貴重なのが、聖十字架を収めた十字架型の銀の聖遺物容器であり、これは救世主が吊るされた十字架の木だと言って渡すと、ランベールらは平伏して崇めたとされる。また、宝石が埋め込まれ、香料を持って墓を訪れる聖なる女性たちと「あの方はここにはおられない。復活しなされたのだ」(ルカ24:6; マタイ28:6)と述べて指をさす天使の浮彫りで飾られた木製の板型の聖遺物容器を贈った。さらに、聖十字架の木で作られた十字架ののった聖墳墓の石の大きなかけらがあった。この他に総大司教がミサに使っていた祭壇と紫の貴重なカズラと他の司祭の装飾品も贈ったという。著者はおそらくは目の前で実物を

見ながらこの部分を書いている。この贈り物の描写は総大司教ギヨームの時代に生産されたイメージの特徴によく一致しているとシャグリールは指摘している³¹⁾。

著者は修道院にある聖遺物の真正性の保証に努めている。『歴史』によれば、総大司教は贈り者を渡すとき、その真正性を保証し、本物の聖十字架であると誠実に宣誓するように求めた。また、ランベールの同行者たちを呼び集め、帰国したら聖遺物の真正性について証言するように命じた。この証人の中にはアンボワーズの土地のクドレー領主エヴローの息子がいた³²⁾。こうして先行世代からの口承の確かさを示そうとしているが、こうした記述は奉遷記などの聖人伝史料と同様に聖遺物を認証し、それに対する共同体の権利を保全する役割を果たしている。

シルヴァネスの創立史では隠修士の清貧や労働や禁欲といったシト一派の靈性と共通性のある要素を強調して過去と現在を統合しようとしているが³³⁾、『歴史』には現状への危機意識を持って創建者たちの精神を取り戻そうとする意図は希薄である。一方、この時代から継承されたものの中で東方からの聖遺物や宝物が特筆されていることは、これらが修道院の最も貴重な財産であり、共同体のアイデンティティを構成する重要なものとみなされていることを示している。そして、東方からの贈り物は隠修士の時代と修道士の時代の2つの時代をつないで共同体に同一性を保証するような役割を与えられている。

2-2 共住修道制へ

『歴史』の隠修制から修道制への移行に関する記述は比較的詳しく書かれており、これまでの研究でよく言及されてきたが、ここではベレグランがどのように律修化を正当化しようとしているのかという観点から考察したい。一般に多くの隠修士の集団は師の死とともに離散する運命にあり、集

団として存続するためには制度化された生活様式を採用することが必要になる。『歴史』によれば、兄弟たちは修道生活に移ることを望むようになり、師のジョフロワに頻繁に相談をするようになった。ジョフロワが重い病気に罹ると、次のように決断を迫った。「あなたの家を処分してください。私たちはあなたがお亡くなりになり、長く生きられないことを恐れているのです。ここからそう遠くないボンヌヴァルや、別の方角にあるマルムティエの黒い修道士がお気に召さないなら、あるいは律修参事会員を受け入れないなら、そしてそれがあなたにとって御都合がよければ、サヴィニーに行きましょう。そこはすでに他の多くの修道院が発している有名な修道院で、その院長たちが総会に集まり、そこで修道生活が再び栄え、彼らの良い評判が立っています」³⁴⁾。このようにボンヌヴァルやマルムティエのような伝統的なベネディクト派修道院、律修参事会、サヴィニーのような改革派修道院と様々な志向性が共存していたが、結局、第3の道を選んだ。同じ時期にシルヴァネスやオバジーヌの隠修士の間ではシャルトルーズ会かシトー会かで意見対立があった³⁵⁾。ここで選択肢に12世紀の改革派だけでなく伝統的なベネディクト派も入っている点は、両者の対立を過度に強調しないために注目される必要がある。

フォンテーヌ修道院の創建に当たっては、サヴィニー院長ギヨーム、トゥール大司教イルドベール、領主のルノー・ド・シャートルーが集まった。全員がフォンテーヌの場所を修道院にすることに決め、大司教が12人の隠修士を修道士として聖別し、サヴィニーの修道士ウードを院長として聖別した。こうして1134年11月1日にフォンテーヌ修道院が創建され、兄弟たちは灰色の修道服をまとった。『歴史』はこのように教会法的に正当な手続きを経て共住修道制へと移行したことを記している。

一方、『歴史』は共同体の分裂と別れた集団のその後についても記している³⁶⁾。師のジョフロワは隠修所が修道院になることに同意したが、自らは

当初からの生活様式を守る道を選んだ。これに何人も弟子が従ったが、その中には2人目の隠修士のジョフロワ・ビュロンや司祭アスランもいた。フォンテーヌの共同体側は、彼らが望むところに定着し、修道院の財産や所領を生きている間は用益する権利を認めた。このように仲違いではなくお互いの合意の上での別れとして描かれている。2巻に収録された1140年の証書から³⁷⁾、まず、フォンテーヌの東約3kmの位置にあるラ・ランドに定着したと考えられる。そこで司祭アスランが死去し、葬られ、ジョフロワ・ビュロンはフォンテーヌに戻り、回廊に埋葬された。一方、師のジョフロワはファヴロル川沿いのエグヴィーヴに弟子とともに隠遁し、新たな隠修所を創設した。おそらくはジョフロワの死後、1147年にこの場所はベルヴォーの律修参事に譲渡され、1154年に参事会員が定着した³⁸⁾。ジョフロワは近隣のモンリシャールで死去するが、エグヴィーヴの墓地に埋葬された。

フォンテーヌの歴史にとって2人の創建者が立ち去ったという事実は決して軽くない意味を持っている。シトー修道院を創建したモレームのロベールはシトーを捨ててモレームに戻ったために後にシトー会の中で評価が大きく揺れ動くことになった³⁹⁾。ジョフロワらは修道誓願をしていないので離脱者ではないが、一所定住しない流動的な生活を保持しており、共同体の創建者でありながら現在の体制を正統化するのには必ずしも適切な人物像とは言えない。著者はジョフロワらのことを直接に批判していないが、その聖性や靈性を称揚しているわけでもなく、一定の距離を置いた書き方をしている。この記述の特徴は史料の類型の問題や著者の実務家的な資質の問題だけではなく、共同体の父の両義的な性格に起因しているであろう。フォンテーヌは師とは道を違えた弟子たちの後継の共同体であり、「隠修士たちの最後」を見届ける側に位置している。このように隠修士の時代と修道士の時代は必ずしも滑らかにつながるわけではなく、叙述に微妙な陰影

や屈折を与えている。

フォンテーヌの制度化の最後の段階がシトー会への編入であり、『歴史』にその過程が記されている。それによれば、サヴィニー院長セルロンは院長の何人かがサヴィニーの従属から離れようとするのに気付き、教皇の許可と権威により自分に属するすべてとともにサヴィニーをシトー会に譲渡し、クレルヴォー院長ベルナルの手の下に置いた。ベルナルは直ちにサヴィニー修道院にシトー会の慣習を指導するために副院長としてティボーという名の修道士を送った。このティボーが1148年にはフォンテーヌ修道院長になり、フォンテーヌはトゥレーヌで最初のシトー会修道院となった。兄弟たちの修道服も灰色から白に変わった。シルヴァネスやオバジーヌの編入の場合、母修道院から編入された共同体に指導者が派遣され、また、母修道院に兄弟を派遣して修道生活の研修が行われている⁴⁰⁾。一方、フォンテーヌではクレルヴォーから派遣されたティボーが院長となり、直接にシトーの生活慣習の教育を行った。『歴史』では同化の過程について詳しい説明はないが、それを象徴するように、サヴィニー修道院がシトー会に属さないうちはフォンテーヌの場所はマグダラのマリアに捧げられていたが、シトー会に属するようになると聖母マリアに捧げられるようになったことを強調している⁴¹⁾。

以上のようにベレグランは『歴史』において隠修士の時代と修道士の時代の間の葛藤を調整し、その制度化を手続き的に正当なものと描くことで共同体のアイデンティティを安定化させようと努めている。

3 院長の統治と修道院の財産

修道制に移行した後については、『歴史』の表現を借りれば、「上長たちの歴史」と「財産の歴史」が書かれている。前者は各院長の任期の事績の叙述であり、後者は教皇特権文書と世俗権力の文書の集成である。ここで

は各院長の統治をどのように評価しているのか、どのような文書が収録されているのかを検討し、ペレグランがどのように院長の継承を叙述しようとし、修道院の財産を保護しようとしているのかを考察したい。

3-1 各院長の事績

『歴史』1巻の7章から13章は初代院長ウードから7代院長ペレグランまでの任期を年代順に叙述している。各院長の描き方から、著者が個人的にも知っている3代院長ティボー(1148-70)と6代院長ロベール(1176-88)に対して高い評価を与えていることは明らかである。『歴史』によれば、ティボーはベルシュの貴族家系に生まれ、サン・ドニ修道院の修道士・看護係であった。聖ベルナルに出会うとすべてを捨てて従い、シトー会の慣習の指導のためにサヴィニーに副院長として派遣され、翌年フォンテーヌの院長に就任する。ティボーはシトー会の慣習を伝える教育者として共同体の歴史の中で重要な位置を与えられている。また、共同体を初期の貧困から脱出させた役割も強調されている。院長に就任した際に、それまでに見てきた修道院の豊かさに比べて何よりも貧困を恐れた。こうして領主たちから寄進を集め、修道院の建物を建設し、グランギアを創設し、土地を組織化し、修道院の財政基盤を整備した。さらに、1162年にはアレクサンデル3世から修道院の財産を確認する特権文書を獲得した⁴²⁾。

また、地域社会において人間関係を構築する能力に恵まれた社会的な人物として描かれている。修練士として自分を受け入れた院長について著者は「彼は心が柔和で、表情が明るく、容姿もよく、雄弁で、話も面白く、出入りする人の目には好ましく、とても愛すべき人物だった」と印象を記している⁴³⁾。そうした人物であるため高位聖職者や諸侯から尊敬され、助言や支援を受けて長期の統治ができたという。地域の有力者の院長への信頼を示す逸話として、プロワ伯ティボー5世の妻で国王ルイ7世の娘のア

リクス・ド・フランスが出産での危険を恐れてティボーをシャトーダンに呼び出す話が書かれている⁴⁴⁾。

6代院長のロベールもまた修道院の所領を精力的に組織した人物として評価される。『歴史』によれば、着任するとこれまで以上に大胆に務めを検討し、領地やグランギアやすべての財産を可能な限り改善するために踏査し始めた。また、頑強で長身であるが、わずかな食事だけで足る人を自分は他に知らない、声はかすれ、か細く、絶え間ない労働と不眠で疲弊していたが、神の仕事から手を引くことはなかったとペレグランは証言している⁴⁵⁾。プロワ伯や他の領主の確認の証書やルキウス3世の教皇特権文書が示すように⁴⁶⁾、ロベールは修道院の権利を確認し、財産を堅固にするように尽力している。

もう1つのロベールの業績とされるのは典礼の改革である。それによると、ロベールは自ら常に詩編や賛歌や聖歌を主に対して心を込めて歌唱していた。また、すべての修道士、特に若い修道士たちに対して詩編・賛歌・昇階唱・交唱歌などをできる限り暗記させた。彼の時代には現在よりも高く、長く、厳かに聖歌を歌唱していたという⁴⁷⁾。こうして聖務の改善を通じて共同体の規律を強化した点が評価されている。ペレグランはロベール院長の下で副院長を務め、院長から信頼された。ロベールが死去した時にはヴァンドームに仕事に出ており、死去の報を聞いて泣いて悲しんだと記している。こうした近い関係も評価に影響を与えているであろう。

一方、4代院長エルベール(1170-73)と5代院長アレクサンドル(1173-76)の任期は混乱が続いたが、その背景について比較的詳細に記している。エルベールはヴヴレ・シュル・ル・ロワールの貴族の家系に生まれ、学問に通じ、クレルモン修道院の副院長を務めてからフォンテーヌの院長になった。人物像については、善良で敬虔な人物であるが、激しく厄介な一面もあり、それが熱狂的な信心によるものなのか、彼の気質の自然な働きによ

るものなのかは決め難いと述べ、欠点も指摘している。短い任期で辞任することになったが、2つの理由を挙げている⁴⁸⁾。1つはフォンテーヌ修道院の習慣に合わせられないことを本人も知っていたからであると述べ、院長と共同体の間の軋轢や対立の存在を示唆している。もう1つはプロワ伯ティボー5世との不和である。イングランド王ヘンリー2世と息子の若ヘンリー王との間の争いの際に後者を支援する伯に背いて院長が狡猾に行動したと唆す悪意ある者たちがいたという。それで、院長が修道院の必要のために伯のもとへ行ったとき、伯はひどい対応をして手ぶらで帰らせた。エルベールは悲しみ、直ぐにサヴィニーに行き、院長の職を辞したとされる。著者は地域の有力者との関係を重視しており、おそらく失敗した例として教訓にするためにこの件について詳述している。

これに続く院長選挙の混乱の経緯も詳しく記されているが⁴⁹⁾、それによると、母修道院であるサヴィニーはこの辞任を重く見た。慣習に従って選挙に来るように呼んでも来ようとせず、できるだけ選挙を遅延させようとした。結局、サン・タン Dre 修道院の院長シモンを送ってよこしたが、彼は副院長ロベールを新院長に選出するのに同意しないよう命じられていた。フォンテーヌの兄弟たちがロベールを院長に選び、同意を求めたが、シモンは拒否し、他の誰かを院長に選ぶように言った。ロベールが自分のために争わないでほしい旨を述べると、全員が門番のアレクサンドルを選出することに同意した。ベレグランによれば、新院長のアレクサンドルは病弱でやせ細り、集会室で戒律の解釈を説明するほどの学識もなかった。健康上の理由から続けられないと悟ると、サヴィニー院長ギヨーム・ド・トゥールーズの前で辞任した。選挙が行われ、副院長のロベールを後任に選んだが、サヴィニー院長ギヨームの前で悪意ある者や嫉妬深い者がロベールを中傷した。ギヨームはやらせてみるように言い、この者たちを黙らせたという。結局、フォンテーヌの共同体が選出したロベールが院長に就任し

たが、母修道院の同意の拒否と共同体内の分裂によりこの間の修道院の統治の混乱がもたらされた。サヴィニー側を直接に非難する言葉は見られないが、院長ロベールに対するベレグランの高い評価や距離の近さから見ても、こうした記述を通して当時の自らの立場と共同体の選挙の正当性を暗に主張していると解釈することができるだろう。

以上のようにフォンテーヌ修道院の院長の事績の記述では、院長の靈性や敬虔さよりも有力者との関係を維持し、共同体の富を増やす実務的な能力が強調されているが、ベレグラン自身がこうした能力に優れた院長であった。また、混乱した時期の記述からは、資質に欠ける院長像が浮かび上がるとともに、院長ロベールの継承の正当性の主張の意図が窺えた。

3-2 修道院財産

『歴史』2巻の文書編には重要と考えられた特権文書や証書が転写されているが、序文でその目的と意図を明らかにしている。まず、1巻で「この修道院の創建とわれわれの時代までの上長たちの継承」を語ったが、2巻では「自由と財産の確認」について述べると予告し、3種類の自由 *libertas* について論じている。それによると、第1は聖霊による自由であり、第2はローマ司教の権威による自由であり、第3は世俗権力の寛大による自由である。第1については、真正な福音書と使徒言行録があり、第2については、聖なるローマ教会と使徒座の特権文書があり、第3については、伯、バロン、裁判人の証書がある。ところで、財産の確認は時には聞き取りにより、時には使用により、時には文書によりなされるが、この3つの確かさでなされるとより明確になる。したがって、自由と財産の確認について読むことで大いに利益を得られるようにこの書に証書を順序立てて転写するのは有益であると判断したと述べられる⁵⁰⁾。

1章は教皇の特権文書を5通収めている。はじめの3通はフォンテーヌ

ではなく、シトー、クレルヴォー、サヴィニー宛ての文書である。最初の1131年のインノケンティウス2世のシトー院長スティーヴン宛ての文書は、教会会議への招集の禁止、自由な院長選挙、助修士の受け入れ禁止、10分の1税の免除等を内容としている。次の1131年のインノケンティウス2世のクレルヴォー院長ベルナル宛ての文書は、冒頭定式と終末定式が異なるだけで主文はシトー宛て文書と同文である。3番目はシトー会加入以前の1144年のルキウス2世のサヴィニー院長セルロン宛て文書である。この文書の主文はほぼ同文であるが、院長・修道士・助修士の矯正やシスマの禁止等も含んでいる。この3通の類似した一般的な内容の特権文書は、いずれもサヴィニー会のシトー会加入以前のものであるが、シトー会のクレルヴォー系列のサヴィニー修道院の娘修道院という現在のフォンテーヌの制度上の帰属と地位を示している。すなわち、この章の特権文書の写しの配置には、共同体の権利を保護するだけでなく、歴史的・制度的なアイデンティティを提示する意味があると言えるだろう。

残りの2通はフォンテーヌに直接に関わる特権文書である。4番目の1162年のアレクサンデル3世のフォンテーヌ院長ティボー宛ての文書は、修道院を教皇の保護下に置き、修道院の財産を確認し、自由な院長選挙や聖務停止の免除を定める内容である。修道院財産を確認する教皇文書は12世紀に発達し、財産の列挙をともなう一般的な確認の文書は1130年代に広まったことが知られている⁵¹⁾。こうした確認文書はすべての財産を網羅するものではなく、受給者側が重要だと考える財産を申告し、修道院領の全体の把握を簡略に示すものである。この文書でフォンテーヌ修道院の主要な財産が列挙されている。すなわち、フォンテーヌ (Fontaine) の修道院とトゥラン (Theulin) の森・所有地・隣接地、シャートル (Châtres) の土地、ラ・ヌー・セシュ (La Noue-Sèche) のグランギア、ヴィレーヌ (Villaine) の土地、ラ・トラヴァイエール (la Travaillière) の土地、ラ・ランド (la Lande) と付

属物、リムレ (Limeray) の水車・土地・岩山・ブドウ畑、プランセ (Princé) の土地、シャン・ブルトン (Champ-Breton) の土地、ピュレ (Puré) のグランギア、ジエ (Gié) と付属するブドウ畑・土地、ロジェリウ (Rogeriou) のグランギアと付属物、トロンシェット (Tronchettes) の土地である。ここではシトー会修道院の所領経営の単位であるグランギアと単に「土地」と呼ばれる領地が並んでおり、まだ十分に組織化されていない段階にある。文書の受給の背景にはティボー院長の任期に修道院の所有する土地や権利が急増する中で所領管理の必要性が高まっていた事情があるだろう。最後に5番目のルキウス3世のトゥール大司教宛ての文書は、フォンテーヌ修道院の10分の1税の免除を大司教に要請する内容である。修道会全体の免除では不十分であり、個別の修道院が10分の1税の免除の特権を獲得する必要があった。

これに続いて世俗権力の証書が収録されるが、特権文書で所領の全体像が先に示され、そのうち重要な財産に関する証書が採り上げられる格好になっている。発給年が明記された証書は少ないが、内容的におおむね年代順に配置されていると考えられる。冒頭を飾るのは1127年のトゥール大司教イルドベール発給証書であり、上述したように、ルノー・ド・シャートルーら在地領主たちがフォンテーヌの土地と周囲の森の用益権を贈与したことを記している。これは最初に配置されるのにふさわしい事実上の創建文書である。

他に収録されているのは、ロベール・ド・グラトゥルーとライエ・ド・モンバゾンが贈与したシャートルの土地・採草地・森林用益権、レノー・ラベルが贈与したラ・ヌー・セシュのグランギアの土地と10分の1税、ジョフロワが贈与したサルトゥスの場所、1190年にフィリップ・ド・ランスランが贈与したラ・グートの森・採草地とモンセの2スーの定期金に関する4点の証書である⁵²⁾。最初の2つは教皇の確認リストに出てくる主要な所

領である。フィリップ・ド・ランスランはヴァンドーム伯家につながる人物であり、この時期の多くの証書に登場する。この森の贈与はカルチュレールの断片によれば、修道院がアンジュー貨40リーヴル、ヴァンドーム貨40スーを支払ったが、『歴史』にはこの点が書かれていない⁵³⁾。財産の価値と寄進者の点で重要な取引と考えられたのであろう。

残りの5点はすべてラ・ランドに関するものであり、ペレグランがこの土地に関する文書を非常に重視していたことを示している。ここは、上述したように、共同体が分裂した後に、師ジョフロワらが隠修所を創設した場所である。1140年にルノー・ド・シャートルノーが発給した証書は、フォンテーヌを離れた師ジョフロワにルノーがラ・ランドに所有するすべてのものと裁判権、プリマールの森の用益権を贈与したことを記している。この後に共同体が再び分裂した後に、この土地はシャロン司教ジョフロワの手に渡った。1140年代末にジョフロワの後継者のシャロン司教ゴスランが発給した証書において、聖ベルナルの要請により、司教がフォンテーヌの院長と兄弟たちにグランギアを建設するためにラ・ランドの土地を贈与したことが記されている。こうしてグランギアにこの土地は組織されることになった。さらに、ゴスランの後継者のシャロン司教ロベールが発給した証書では、ラ・ランドの土地を奪おうとしたり、同意なく変更を加えようとしたりするすべての者をアナテマの宣告で威嚇している。

このように霊的罰則で係争を未然に防ごうとしたが、ラ・ランドにあった礼拝堂をめぐるピエール・ド・カンドとの間で問題が生じた。ピエールは修道院に寄進を行ったが、フォンテーヌの兄弟たちにこの自分の礼拝堂でミサを行うように要求したからである。シャロン司教ジョン・オブ・ソールズベリのピエール・ド・カンド宛ての書簡では、シトー会の慣習に反してミサを執行することを強制してはならず、修道院で修道士たちがピエールとその先祖の救いのために行う聖務で満足すべきであると警告して

いる。しかし、問題は解決されずに、アルバーノ司教で教皇特使のアンリが介入した。アンリが発給したアルシャンボー・ド・ヴァンドームとピエール・ド・カンド宛ての書簡では、礼拝堂で途切れることなく聖務が執行されることをピエールは望んでいるが、シトー会では修道生活の平和が維持されるように多くの場所で礼拝堂が壊されており、こうした要求を止めるように求めている。実際、1180年の総会でグランギアに新たに祭壇をつくるのが禁止され、ラ・ビュシエール修道院の事例が1204年の総会で問題化してすべての修道院のグランギア付礼拝堂の破壊が命じられた⁵⁴⁾。グランギアは伝統的なベネディクト派の修道院に付属するプリウレとは異なり、祈祷や典礼ではなく労働の空間とみなされ、グランギアに居住して肉体労働を行う助修士には毎週日曜日に修道院の聖堂でのミサに参加する義務があった。一方、この事例では領主が礼拝堂への権利を留保して寄進を行い、その見返りにそこでミサを行うことを要求してきたことが問題になっている。この事例はグランギアの形成において重層する権利を除去することの困難を示すとともに、世俗権力側の修道院に対する霊的な期待と修道会の規則の間の緊張を示している。こうして文書編では共同体の分裂後の師ジョフロワの隠修所という歴史的な場所であると同時に経営的に重要な場所にして厄介な隣人との象徴的な係争の場所に焦点が当てられている。

以上、転写された証書や書簡は修道院の財産の全体を網羅するものではなく、『歴史』が作成された時期の関心に従って選択されたものである。ペレグランは未来の世代に院長の事績と財産の歴史を書き継ぐことを要請し、前者の仕事は継承されなかったが、後者の仕事はカルチュレールに結実した。『歴史』の文書編はそのエッセンスの提示として捉えられるだろう。

おわりに

ここまでフォンテーヌ修道院がどのように共同体の過去を再構成してい

るのか、また、どのように修道院の財産を確認し、保護しようとしているのかを見てきた。12世紀末に7代院長ペレグランは修道院が有力になり、繁栄する中で共同体の歴史の編纂事業を行った。院長は地域において影響力を行使し、修道院の利益の増進に尽力した統治を行ったが、複雑な過去を持つ共同体のアンデンティティを強化し、獲得した権利を管理、保護するために『歴史』とカルチュレールの作成にも着手した。隠修士の時代と現在とがどのように結合され、共同体の記憶が形成されているのかを検討すると、受け継いだ資産として清貧や労働や禁欲といった霊的な主題よりも巡礼の存在や東方からの聖遺物や宝物に焦点が当たっている点が特徴的であった。この特別な財産が2つの時代を貫いて共同体のアイデンティティを構成する役割を果たしていた。著者は過去を理想化して称揚するのではなく、一定の距離を置いた記述をしているが、これは創建者たちが戒律と一所定住を受け入れず、共同体を立ち去った事態と関係しているだろう。しかし、2つの時代の断絶を強調しないように、律修化・制度化の過程について丁寧に記述することで最初の共同体が正当な手続きを経て現在の制度につながるように描かれている。また、実務家院長の事績を称える一方、院長選挙の過程を詳述することで院長ロベールの正当な継承を暗に主張していた。

『歴史』は叙述編と文書編が並置される点に特徴があるが、両者の関係はそれほど明瞭ではない。叙述の中に証書が直接に引用されたり、内容を要約して組み込まれたりしてはしておらず⁵⁵⁾、文書編は「上長たちの歴史」とは別の「財産の歴史」として提示されている。後者の目的は修道院の財産の確認と防衛と保護のためである旨が明記されている。教皇特権文書の章には、シトー、クレルヴォー、サヴィニー宛ての特権文書が収録され、修道会内部のフォンテーヌの位置が象徴的に示され、アレクサンデル3世の財産確認の特権文書で院長ティボーの時代の修道院所領の概観が提示される。

一方、世俗領主の章は、事実上の創建文書である1127年のトゥール大司教文書が冒頭に配置されている。また、創建者のジョフロワが共同体を去った後に隠遁したラ・ランドに関する文書が多数を占めており、この歴史的・象徴的な場所が修道院にいかにか吸収され、グランギアに組織されたのか、礼拝堂での典礼をめぐる隣人との厄介な係争の対象になっていたのかが語られる。『歴史』の文書編は修道院の財産の全体の網羅ではなく、歴史的・象徴的に特別な重要性を持つものを選択的に採り上げており、カルチュレールのエッセンスを示したものと見ることができだろう。そしてここではカルチュレールに置かれた場合に比べて、実務的な側面と記念的な側面のうち後者が強調されており、叙述編と相まって共同体のアイデンティティの形成に寄与している。このように『歴史』からは内容的にも形式的にも共同体のアイデンティティと財産が分かちがたく結びついている様相が見て取れるのである。

注

- 1) Grégoire, "Les origines contre la Réforme: nouvelles considérations sur la 'Vie de Saint Étienne d'Obazine'," N. Bouter, ed., *Ecrire son histoire: les communautés religieuses régulières face à leur passé*, Saint-Étienne, 2006, pp. 369-88.
- 2) 北館佳史「13世紀末のシトー会レ・シャトリエ修道院におけるジェロー・ド・サル」(『人文研紀要』92号, 2019年) 343-68頁; 同「12世紀のシトー会シルヴァネス修道院の歴史叙述における起源の記憶」(『人文研紀要』96号, 2020年) 1-27頁。
- 3) "Historia monasterii Beatae Mariae de Fontanis albis", A. Salmon, ed., *Recueil des chroniques de Touraine*, t. I, Tours, 1854, pp. 257-91 (以下, *Historia* と略記)。
- 4) 例えば, J. コンスタブル (高山博監訳, 小澤実, 函師宣忠, 橋川浩之, 村上司樹訳) 『十二世紀宗教改革: 修道制の刷新と西洋中世社会』慶應義塾大学出版会, 2014年で多く言及されている。
- 5) Oury, G.-M., "L'érémisme au XIIe siècle dans le diocèse de Tours", *Revue Mabillon*, 83, 1971, pp. 43-92.

- 6) Idem, “Guillaume de Messines, l’ermite de Fontaines-les-Blanches devenu patriarche de Jerusalem”, *Bulletin de société archéologique de Touraine*, 37, 1973, pp. 225-43.
- 7) Devailly, G., “Un passage difficile de l’érémisme au monachisme en Touraine au début du XIIe siècle”, P. Guichard, M.-T. Lorcin, J. M. Poisson, M. Rubellin, ed., *Papauté, monachisme et théories politiques*, volume I, Lyon, 1994, pp. 267-71.
- 8) Deschamps, B., “Abbaye Notre-Dame de Fontaines-les-Blanches, abbaye de l’ordre de Cîteaux, fille de Savigny et de Clairvaux (avant 115-1790)”, *Bulletin de la Société archéologique de Touraine*, t. LXI, 2015, pp. 105-28.
- 9) “Historia Praelatorum et possessionum ecclesiae Beatae Mariae de Fontanis a Peregrino ejusdem Ecclesiae Abbate”, Luc d’Achery, ed., *Veterum aliquot scriptorum qui in Galliae bibliothecis, maxime Benedictinorum, latuerant, Spicilegium*, t. X, Paris, 1671, pp. 367-91.
- 10) 注3) 参照。
- 11) Dupré, A., “Notice sur un feuillet détaché du cartulaire de l’abbaye de Fontaines-les-Blanches”, *Revue des Sociétés savantes*, 5e série, VIII, 1874, pp. 65-73.
- 12) Métais, C., *Chartes vendômoises*, Vendôme, 1905.
- 13) *Historia*, I-13, p. 273.
- 14) *Historia*, I-2, p. 259.
- 15) *Historia*, I-8, p. 266.
- 16) *Historia*, I-10, p. 268.
- 17) *Historia*, Praefatio, p. 257.
- 18) *Historia*, I-13, p. 273: “Universitatem siquidem vestram admonemus ut historiam praelatorum et possessionum hujus ecclesiae de caetero texere non omittatis, quae nostris successoribus valde comprobatur utilis non solum in legentium recreatione, verum etiam in possessionum nostrarum cognitione, defensione et conservatione.”
- 19) サルモンはベレグランの任期の34通の証書を紹介している。 *Recueil des chroniques de Touraine*, t. I, pp. LXXI-LXXIV.
- 20) *Ibid.*, pp. LXXII-LXXIII.
- 21) サルモン版は13通掲載しているが、このうち3通はカルチュレールの写しと15世紀のヴィディムスから自身が追加したことを断っている。
- 22) Roche, T., “L’écrit cistercien en Normandie au XIIe siècle: autour du cas de

- l'abbaye de Mortemer”, A. Baudin & L. Morelle, ed., *Les pratiques de l'écrit dans les abbayes cisterciennes (XIIIe-milieu du XVIe siècle). Produire, échanger, contrôler, conserver*, Paris, 2016, pp. 55-74.
- 23) *Historia*, I-1, p. 258.
 - 24) *Historia*, I-3, p. 260.
 - 25) *Historia*, II-2-1, pp. 281-83.
 - 26) *Historia*, I-2, p. 259.
 - 27) Oury, “L'érémisme au XIIIe siècle dans le diocèse de Tours”, p. 53.
 - 28) *Historia*, I-3, p. 260.
 - 29) *Historia*, I-7, p. 266, I-8, p. 266, I-9, p. 267.
 - 30) Oury, “Guillaume de Messines, l'ermite de Fontaines-les-Blanches devenu patriarche de Jerusalem”, p. 228.
 - 31) Shagrir, I., “The “Holy Women” in the Liturgy and Art of the Church of the Holy Sepulchre in Twelfth-Century Jerusalem”, E. Lapina & N. Morton, ed., *The Uses of the Bible in Crusader Sources*, Leiden, 2017, p. 473.
 - 32) *Historia*, I-5, p. 263.
 - 33) 北館「12世紀のシトー会シルヴァネス修道院の歴史叙述における起源の記憶」10-3頁。
 - 34) *Historia*, I-6, p. 264: “Dispone domui tuae, quia timemus ne forte moriaris et amplius non vivas. Si tibi displicent monachi nigri de Bonavalle, qui juxta nos habitant, an hi qui sunt Majoris Monasterii ex altera parte? Si canonicos regulares non acceptas; si tibi placet, mittamus usque Savigneum, quod est celebre monasterium, de quo jam plurima processere monasteria; ex quibus abbates conveniunt ad capitulum, et refloret ibi ordo et eorum ubique redolet dulcis opinio.”
 - 35) 北館佳史訳「『オバジーヌの聖エティエンヌ伝』試訳(2)」(『紀要 史学』65号, 2020年) 83-5頁; 同「盗賊騎士の回心と改革派修道院の成立: 『レラスのポンスの回心に関する論考とシルヴァネス修道院の始まりの真の物語』試訳」(『紀要 史学』63号, 2018年) 75頁。
 - 36) *Historia*, I-6, p. 265.
 - 37) *Historia*, II-2-3, pp. 284-85.
 - 38) Oury, “L'érémisme au XIIIe siècle dans le diocèse de Tours”, pp. 57-8.
 - 39) Lefèvre, J.-A., “Saint Robert de Molesme dans l'opinion monastique du XIIe et du XIIIe siècle”, *Analecta Bollandiana*, 74, 1956, pp. 50-84.
 - 40) 北館佳史訳「『オバジーヌの聖エティエンヌ伝』試訳(3)」(『紀要 史学』

66号, 2021年) 42- 3 頁; 同「盗賊騎士の回心と改革派修道院の成立」75- 6 頁。

- 41) *Historia*, I-9, p. 267.
- 42) *Historia*, II-2-4, pp. 279-81.
- 43) *Historia*, I-9, p. 267.
- 44) *Historia*, I-10, p. 268.
- 45) *Historia*, I-12, p. 271.
- 46) *Historia*, II-2-5, p. 281.
- 47) *Historia*, I-12, p. 272.
- 48) *Historia*, I-11, p. 269.
- 49) *Historia*, I-11, pp. 270-71.
- 50) *Historia*, II prefatio, pp. 273-74.
- 51) Constable, G., “Les listes des propriétés dans les privilèges pour Baume-les-Messieurs aux XIe et XIIe siècles”, *Journal des savants*, 1986, pp. 110-11.
- 52) *Historia*, II-2-4, pp. 285-86, II-2-5, p. 286. II-2-6, p. 286, II-2-11, p. 290.
- 53) Dupré, *op.cit.*, p. 67.
- 54) Canivez, J.-M., *Statuta capitulorum generalium ordinis Cisterciensis ab anno 1116 ad annum 1786*, Tomus I, Louvain, 1933, statuta 1180, 6, p. 87, statuta 1204, 11, pp. 297-98.
- 55) 叙述への文書の組み込みについては, Morelle, L., “La mise en ‘œuvre’ des actes diplomatiques: l’auctoritas des chartes chez quelques historiographes monastiques des IXe-XIe siècles”, M. Zimmermann, ed., *‘Auctor’ et ‘auctoritas’: invention et conformisme dans l’écriture médiévale*, Paris, 2001, pp. 73-96.